○法務省告示第百五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十二日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表古池縫製株式会社の項を削る。

○法務省告示第百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十二日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

三登建設株式会社	愛知県豊田市月見町二丁目四番地十	型枠施工

○法務省告示第百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十二日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

大和鋼業株式会社	大阪府松原市三宅中七丁目四番二十六号	鉄工

第二号ハの表に次のように加える。

杉山工業株式会社	茨城県筑西市西谷貝三百五十四番地七	防水施工
株式会社ＴＡＫＡＳＨＩＮ	栃木県足利市田所町千百二番地七	防水施工
株式会社角慶建創	栃木県栃木市都賀町家中五千八百八番地三	内装仕上げ施工
有限会社黒須金物	埼玉県白岡市小久喜千六十五番地	防水施工
株式会社メーシック	東京都文京区湯島二丁目九番九号	配管
コージュライン株式会社	東京都渋谷区西原三丁目七番五号ミタニビル三Ａ	防水施工
株式会社匠・小山住建	新潟県上越市鴨島二丁目二番四十二号	建築大工
南部建設株式会社	長野県諏訪郡原村一万五千五百三十八番地一	建設機械施工
株式会社Ｒ－ｏｎｅ	静岡県浜松市西区大久保町四千四百二十七番地の三	防水施工
有限会社山崎鋳造	静岡県菊川市中内田千三百六十五番地の一	鋳造

○法務省告示第百五十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十二日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社名神キャブレータ技研	兵庫県尼崎市南塚口町三丁目二十九番三十号	機械加工

○文部科学省告示第四十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十二日

文部科学大臣　下村　博文

別表補助金等の名称の欄中「独立行政法人科学技術振興機構設備整備費補助金」を「独立行政法人科学技術振興機構設備整備費補助金」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構設備整備費補助金」を「独立行政法人日本原子力研究開発機構設備整備費補助金」に、「沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金」を「沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

○厚生労働省告示第五十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、平成二十六年十二月一日をもって主たる事務所の所在地及び当該登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の主たる事務所の所在地の変更

登録検査機関の名称	変更後の事務所の所在地	変更前の事務所の所在地
一般財団法人食品分析開発センターＳＵＮＡＴＥＣ	三重県四日市市赤堀新町九番五号	三重県四日市市赤堀二丁目三番二十九号

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称の変更

登録検査機関の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の名称
一般財団法人食品分析開発センターＳＵＮＡＴＥＣ	一般財団法人食品分析開発センターＳＵＮＡＴＥＣ　本部	一般財団法人食品分析開発センターＳＵＮＡＴＥＣ　ＡＴセンター

○厚生労働省告示第五十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である一般財団法人佐賀県環境科学検査協会について、実施する製品検査の種類を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録検査機関の名称	変更後の製品検査の種類	変更前の製品検査の種類	変更の日
一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査及び細菌学的検査	食品衛生法第二十六条第一項及び第二項に規定する製品検査としての理化学的検査及び細菌学的検査	平成二十六年十二月一日